

野々市市国土強靱化地域計画
(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)

令和3年3月

(令和5年3月一部改訂)

石川県野々市市

<目次>

I	はじめに.....	1
II	基本的な考え方.....	1
1	計画の位置付け.....	1
2	計画の期間.....	1
3	基本目標、事前に備えるべき目標.....	1
4	基本的な方針.....	2
III	脆弱性評価.....	3
1	脆弱性評価の考え方.....	3
2	起きてはならない最悪の事態の設定.....	4
3	脆弱性評価の結果.....	5
IV	推進方針.....	6
1	推進方針の整理.....	6
2	施策分野ごとの推進方針.....	7
V	計画の推進と見直し.....	20
	(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価.....	21
	(別紙2)施策の推進方針に係る指標.....	64

I はじめに

これまで、我が国では、地理的・自然的な特性から、多くの大規模な自然災害が発生し、被害を受けてきた。また、今後も南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的危機が生ずる大地震や火山の噴火等の発生も予想されている。

このような状況から、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり(以下「国土強靱化」という。)の推進を図るため、平成 25 年 12 月 11 日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。)」が公布・施行され、国では、この基本法に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的推進を図るため、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」を策定した。

これを受け、基本法に基づき、地理的状况等を踏まえ、本市の強靱化に関する取組の方向性を示す指針となるべきものとして「野々市市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を定め、強靱なまちづくりを進めるものとする。

II 基本的な考え方

基本法第 14 条に基づき、国土強靱化基本計画との調和を確保することに加え、石川県が定める地域計画との調和を図ることを考慮し、本計画を策定する。

1 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画であり、次に定める計画期間における本市の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として位置付けるものである。

2 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

3 基本目標、事前に備えるべき目標

いかなる災害等が発生しようとも、次の項目を基本目標として、強靱化の取組を推進する。

- | |
|------------------------------|
| ① 人命の保護が最大限図られること。 |
| ② 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。 |
| ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 |
| ④ 迅速な復旧復興 |

また、これらの基本目標を達成するため、次の項目を事前に備えるべき目標として設定する。

① 直接死を最大限防ぐ。
② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
⑥ ライフライン、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

4 基本的な方針

本計画では、国土強靱化基本計画や石川県が定める地域計画と同様に、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、次の基本方針のもと、本計画を策定・推進する。

① 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
② 市内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間で相互に連携・補完し合いながら、市全体の強靱化を図る。
③ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
④ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード・ソフトの組み合わせによる総合的・効果的な対策に取り組む。
⑤ 「自助」、「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化による取組の推進を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携又は役割分担して取り組む。
⑥ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
⑦ 気候変動、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、既存の社会資本を有効活用するなど、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。
⑧ 高齢化率が県内でも低い本市において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、若者を含めた強靱化を推進する担い手を確保する。
⑨ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。
⑩ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

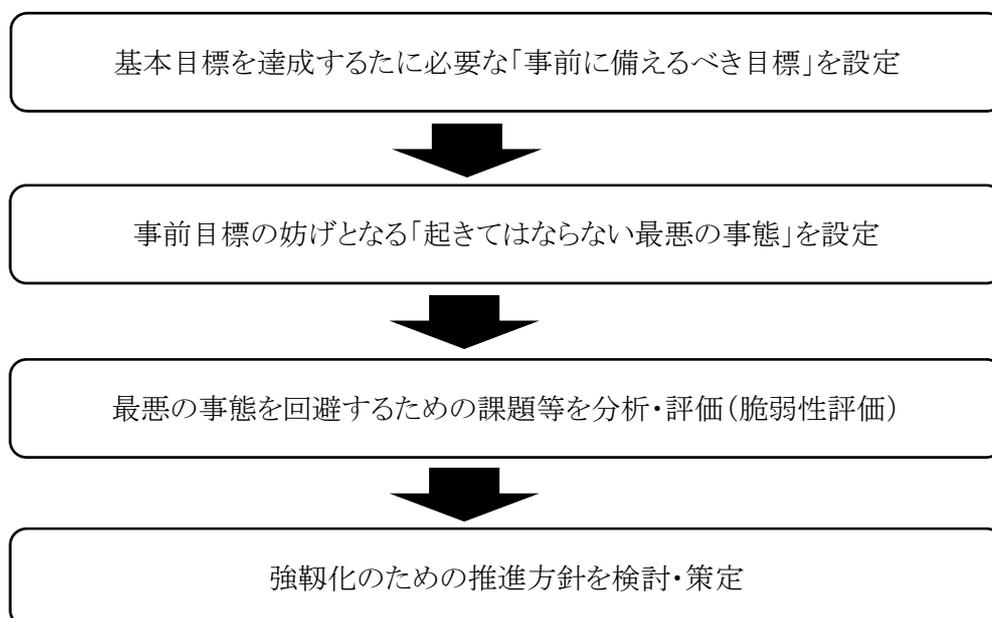
Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する取組の方向性を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、国土強靱化基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本計画においても、本市の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び石川県が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価の流れ】



2 起きてはならない最悪の事態の設定

先に設定した「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
① 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による多数の死傷者の発生
	1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2	消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の停滞
	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-4	被災地における医療・福祉機能等の麻痺
	2-5	被災地における新型コロナウイルス感染症等感染症の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
	5-2	陸・海・空の広域交流基盤の分断による物流・人流への甚大な影響
	5-3	食料等の安定供給の停滞
⑥ ライフライン、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン(電気、上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止
	6-2	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-3	暴風雪や豪雪等に伴い地域交通ネットワークが分断する事態
	6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全

⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	農地等の被害による土地の荒廃
⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興等を支える人材の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-5	大量の失業・倒産、生産力の回復遅れ等による地域経済等への甚大な影響

3 脆弱性評価の結果

起きてはならない最悪の事態ごとに、脆弱性評価を実施した結果は、別紙1のとおりである。

IV 推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針を定めた。

また、分野横断的な視点で分析・評価するため、施策分野として、以下の9つの個別施策分野と4つの横断分野を設定した。

【施策分野】

(個別施策分野)

- ①行政機能・防災教育等／②住宅・都市／③保健医療・福祉／④ライフライン／⑤産業／
- ⑥交通・物流／⑦農林水産／⑧国土保全／⑨環境

(横断分野)

- ①リスクコミュニケーション／②人材育成／③官民連携／④老朽化対策

2 施策分野ごとの推進方針

【行政機能・防災教育等】

(市民等への情報伝達体制の強化)【1-1～4、2-3、4-1・2、7-1】

- テレビやコミュニティFM等のラジオ、インターネット、電子メール、衛星携帯電話、Lアラートなど、多様な防災情報伝達手段を確保し、全ての在住者等に対する的確、迅速かつ分かりやすい情報の発信を推進する。また、災害発生時の情報伝達訓練を行うなど災害情報の伝達体制の強化を図る。
- 市民や市内滞在者の携帯端末に緊急速報メールを送信し、情報の周知を図るなど、市民等の早期自主避難を支援するため、迅速でわかりやすい情報を発信する。
- 洪水時の迅速・的確な水防活動や避難活動を支援するため、携帯端末等へのメール配信による情報提供など、更なる情報提供の充実・強化を図る。

(市の災害対応力の強化)【4-2】

- 適時適切な避難指示等の判断・発令のため、避難指示等の発令基準の点検・見直しを推進する。
- 地域防災計画が国や県の関連計画等に迅速に対応し、防災・減災施策に対し、より実効性のある計画とするために、見直しを推進する。

(防災教育)【1-1～4、4-2、7-1】

- 防災出前講座等の開催や防災士による活動を通して、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する。
- 避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を市民が把握できるよう、町内会等が実施する勉強会、防災マップ作成、防災訓練といった一連の取組を支援する。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施するとともに、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じて防災教育を推進し、児童生徒の発達の段階に応じて、自らの安全を確保するために行動する能力と、他の人や集団、地域の安全に役立てようとする態度を養う。

(防災関係機関との連携強化)【1-1～4、7-1】

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

(地震発生時の業務継続体制の整備)【1-1、3-1】

- 大規模地震発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のための体制を定めた業務継続計画を必要に応じて見直す。

(非常用物資の備蓄)【2-1】

- 他市町村における災害事例を参考にするとともに、備蓄品目・数量等を定期的に検討し、市の防災拠点施設等における備蓄品の適正な管理を進める。
- 町内会とも連携を図りながら、家庭等における備蓄について、自主的な備蓄の促進に向けた啓発を推進する。

(支援物資等の供給体制の充実・強化)【2-1】

- 災害時における応援協定等を提携している民間事業者等と定期的に連絡を図るとともに、災害時を想定した訓練等を実施する。

(関係行政機関との連携強化)【2-2】

- 大規模災害発生時に救助・救急活動、行方不明者や遺体への対応等を円滑に実施するため、関係機関との訓練等を通じて連携体制の強化を図る。
- 大規模災害発生時における関係機関相互の情報共有体制を確立するため、相互通話が可能な無線機等を活用し、迅速かつ的確な連絡体制を構築する。

(行政情報通信基盤の強化)【3-1、4-1】

- 情報システム等における業務継続計画の実効性を高めていくため、定期的に訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう見直しを実施する。
- 本庁舎とデータセンターの間の回線等の行政情報通信基盤について、引き続き、回線の二重化等、耐災害性の維持を図る。
- 有線通信の途絶に備え、防災行政無線(衛星系)や衛星携帯電話の整備等の災害時の通信手段の多重化・強化を図る。

(防災拠点等の機能確保)【3-1】

- 防災拠点や避難所等において、再生可能エネルギー設備の導入や非常用電源の確保、衛星通信を用いた非常用通信手段確保のための整備を進める。
- 防災拠点や避難所となる公共施設の新設・建替えにあたっては、施設の適正な配置等に留意した上で、所要の機能を確保する。

(応援職員の受入れ等)【3-1】

- 災害時の受援をより円滑に行えるよう野々市市災害時受援計画をさらに具体化させ、事前に必要な対策の検討及び準備を行う。
- 災害時における職員の健康管理及びメンタルヘルス対策のあり方を検討する。

(応援体制の強化)【3-1】

- 様々な災害や事案に迅速に対処できるよう、様々な業種の団体と協力協定の締結を進め、有機的な支援体制の構築を推進する。

(建設業界等との応急復旧体制の強化)【6-2~4】

○建設業協同組合等との訓練を実施するなど、平時から応急復旧体制を整備する。

(消防団の充実強化及び消防力の整備充実)【1-2、2-2、7-1】

- 町内会、自主防災組織等と連携して消防団員の確保に取り組むとともに、市内の企業や事業所等への消防団活動への理解促進、女性や学生の入団の促進等を図る。
- 消防団員の消防知識及び実務能力の向上に取り組むとともに、消防施設装備や消防資機材の科学化、近代化等による充実を図る。

(災害救助体制の整備)【1-2、2-2、7-1】

- 大規模災害時に救助・救急活動等を円滑に実施するため、関係機関との連携体制を構築するとともに、訓練を通じた連携確認を行うなど連携体制の強化に取り組む。
- 大規模災害時において活動する消防の体制強化を図るため、様々な災害や状況に対応できる消防技術の強化を進めるとともに、訓練環境の整備を推進する。
- 道路の寸断等による陸上輸送が不可能になった場合に備えて、ヘリコプターの場外離着陸場の整備(ヘリコプターの離着陸を想定した都市公園や学校のグラウンド等の整備・改修等)を図る。

【住宅・都市】

(住宅・建築物の耐震化)【1-1、2-6、7-1】

- 住宅及び多数の者が利用する建築物について、野々市市耐震改修促進計画に基づき耐震化を推進する。
- 住宅の耐震診断・耐震改修補助制度の利用促進を図る。

(老朽危険建築物等に対する指導等)【1-1・2、7-1】

- 老朽危険建築物等で著しく保安上危険であると認める場合においては、建築基準法に基づき、除却、移転、改築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上必要な措置を講ずるよう所有者等に対する指導等の取組を推進する。

(空き家対策)【1-1・2、7-1】

- 空家等が管理不全な状態にならないよう、野々市市空家等対策計画に基づき、町内会との連携、所有者情報等の管理や活用の助言、空き家バンクへの登録周知等の空き家対策を推進する。
- 管理不全な空家等については修繕や解体などの措置を講ずるよう所有者等に対して助言、指導等必要な措置を講ずる。

(学校施設の防災機能強化対策)

- 避難所や地域コミュニティの拠点としても利用される市立小中学校施設において、防災機能強

化対策を推進することにより、誰もが安全・安心かつ快適に利用することができる環境の整備を図る。

(社会体育施設の耐震化)【1-1、2-6】

○市立の社会体育施設について、耐震化対策を推進する。

(市街地整備)【1-1・2、7-1】

○市街地について、防災機能の向上を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業などの推進により、面的整備を促進するとともに、災害時に一時的避難場所となる都市公園の整備、拡張、改修等を推進する。

○都市防災機能の向上を図る防災道路、狹隘道路拡幅等の整備や耐震性防火水槽等の整備を進め、防災まちづくりに対する地元市民の機運を高める。

(住宅・建築物の防火対策)【1-2、7-1】

○防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、火災予防運動等を通じた指導を行い、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。

○地震により住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等を推進する。

(施設や住居の適正配置)【1-3】

○立地適正化計画に基づき、災害リスクの低い集約型の都市構造を推進する。

(応急仮設施設の迅速な供給)【2-6、8-4】

○応急仮設住宅について、想定必要戸数に応じた建設候補地を確保するとともに、災害時において迅速な供給体制を整えるため、平時より関係機関等との連携を図る。

(文化財建造物の耐震化等及び文化財の保存対策)【8-3】

○国・県・市指定文化財建造物や有形文化財収蔵施設の耐震化及び防災・防犯設備の整備等並びに貴重な文化財を適切に保存・継承するための対策を推進する。

【保健医療・福祉】

(社会福祉施設等の耐震化等)【1-1・2、2-4、7-1】

○社会福祉施設や法令に基づき設置する高齢者や児童生徒、障害者等が使用する施設の耐震化や防火体制の強化、施設のブロック塀の改修撤去、水害対策のための改修等の安全対策について、助成制度の一層の周知を図り、引き続き、施設の安全性確保の促進を図る。

(災害医療連携の推進)【2-4】

- 災害時に応急救護所とする保健センターにおいて、その機能を維持するための環境整備及び維持管理を行う。
- 災害時における医療救護体制を確保するため、関係機関とのネットワークの構築を図るとともに、定期的に情報伝達訓練や災害医療訓練を実施する。
- 拠点避難所となっている施設において、AEDの機器本体やバッテリー等の購入について、今後とも年次計画に基づいて更新を行っていく。

(介護・福祉人材の確保)【2-4】

- 災害時の二次避難にあたり、高齢者等の要配慮者の心身の健康維持のために必要となる福祉サービス提供体制の停滞が生じないよう、平時より関係機関と連携し、介護・福祉人材の確保に取り組む。

(社会福祉施設等への支援)【2-4】

- 社会福祉施設等が定める防災計画について、引き続き、現状に合わせた見直しを行うよう指導するとともに、地域住民等を含めた連携体制の強化に努めるよう指導する。

(社会福祉施設等におけるサービス提供体制の維持)【2-4】

- 社会福祉施設等において、非常用自家発電設備等(再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。)や断水時にも対応できる給水設備の整備等ライフライン確保のための整備を推進するほか、防災資機材の整備推進や災害時における利用者の受入れや感染症対策のための施設・設備の整備改修の推進するため、そして、食料、飲料水その他生活必需品等の備蓄を行うよう、引き続き、助成制度等の周知や指導を行う。

(要配慮者の災害時支援体制の構築)【2-4・6】

- 要配慮者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行うことができるよう体制を整備する。

(避難行動要支援者対策の推進)【4-2】

- 避難行動要支援者の避難を支援するため、要支援者名簿の定期的な更新の実施、要支援者個人の個別避難支援計画の策定の推進、町内会を中心とした避難訓練を定期的実施するなどにより、その実効性を確保していく。
- 避難行動要支援者の支援活動の中心となる団体、地域住民、ボランティア組織、自主防災組織の育成に努める。

(感染症予防措置)【2-5】

- 平時から一般的な感染予防策の啓発を図るとともに、予防接種の勧奨に取り組む。
- 避難所での生活環境の衛生の確保及び保健予防活動を指揮・マネジメントできる職員の養成に

取り組む。

- 避難所となる施設等の整備、大規模改修等の際に、災害時に使用するマンホールトイレの整備に取り組む。

(避難所等における感染症対策)【2-5・6】

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つとともに、避難所において衛生・防疫体制を整備することができるよう、関係機関と連携を図るとともに、防災訓練に感染症対策を想定した訓練を取り入れる。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を策定する。
- 避難所等の衛生管理に必要な物資について、災害時に確実に確保・調達できるよう、備蓄や流通事業者等との連携を推進する。
- 市職員や防災士等が「野々市市新型コロナウイルス感染症対策避難所マニュアル」等に基づき感染症対策を踏まえた円滑な避難所運営を行えるよう防災訓練等を実施する。

(災害時健康管理体制の整備)【2-4、6】

- 被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動推進マニュアルを活用して訓練を実施するなど、関係機関と連携し、災害時の健康管理体制を整備する。

(災害時の心のケア実施体制の整備)【2-4・6】

- 被災者への心のケア活動が円滑に実施できるよう、県や関係機関等と連携し、災害時の心のケアの体制の整備に努める。

(福祉避難所の確保)【2-6】

- 一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障害者等の要配慮者が、安心して生活ができるよう、要配慮者の状態に応じたケアが行われ、手すりやスロープの設置などバリアフリー化が図られた福祉避難所を十分に確保するため、関係機関と連携を図る。
- 福祉避難所運営マニュアルに基づき、全福祉避難所における開設運営訓練の実施を目指す。
- 新規に設置された施設等に対し協定締結要請を重点的に実施するなど、福祉避難所における受け入れ者数を増やすための取組を推進する。

【ライフライン】

(避難所施設の整備及び物資供給)【2-1・3・6】

- 災害時に被災者が避難生活を送り、生活再建を始めるための拠点となる避難所(指定避難所、指定緊急避難場所)の指定、設備の整備・点検、食料等の備蓄を図る。また、避難所の指定に当たっては、事業者の協力を得て、民間施設を指定するなど適切な配置に努める。
- 物資の調達と避難所までの円滑な輸送体制を確保するため、関係機関との連携を図り、災害時

受援計画の実効性を高める。

(水道施設の耐震化等)【2-1、6-1】

- 水道施設の計画的な耐震化等の耐災害性の強化を推進する。
- 近隣市町も含めた広域的な応急給水体制の連携強化を推進する。

(上水道の各種危機対応マニュアル作成)【2-1、6-1】

- 市営上水道について、業務を継続するための各種危機に対応するマニュアルを作成、更新する。

(地下水の保全)【2-1、6-1】

- 災害時や異常渇水時において必要な生活用水を確保するため、地下水の効率的な運用や保全に努める。

(下水道施設の耐水化対策の促進)【2-5、6-1】

- 下水道施設の耐水化対策に関して、計画的に整備に取り組む。

(総合的な大規模停電対策の推進)【2-1・6、4-1・2、6-1】

- 電気事業者や災害時応援協定締結団体等が備蓄・保有する非常用発電機や燃料補給体制等について定期的に確認する等、平時から連携を図ることにより、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する。
- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、被災状況・復旧計画に関する情報共有等について、電気事業者及び電気通信事業者との連携を図る。
- 倒木による停電発生を未然に防止するため、事前伐採等による予防保全に向けて、県、電気事業者及び電気通信事業者等と連携を推進する。
- 停電時の市民の不安や混乱を軽減するため、県や電気事業者及び電気通信事業者と連携し、多様な情報伝達手段を活用して情報発信を行う体制を整備する。
- 大規模停電時においても情報通信機能を維持・確保するため、電気通信事業者と連携し、避難所等へ移動基地局車や電源車等を迅速に配備できるよう、平時から訓練を実施するなど、連携強化に努める。

(再生可能エネルギーの導入支援)【2-1・6、4-1・2、6-1】

- 災害等による停電時に必要な電源を確保するなど、災害に強いまちづくりを推進するため、再生可能エネルギーの導入の啓発等に取り組む。

(石油等の燃料確保)【2-1、5-1、6-1】

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。

【産業】

(市内企業等の事業継続計画の策定)【5-1、8-5】

○野々市市商工会と連携し、個別相談やセミナーの開催等により、企業や事業所等の事業継続計画(BCP)策定を推進する。

(インフラ分野におけるデジタル化の推進)【1-1・3・4、2-1、5-2・3、6-1～4、7-1、8-2】

○インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、デジタル技術の活用により、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する。

(新技術の活用促進)【1-1・3・4、6-1～4、7-1】

○建設産業において、市内企業が開発した新技術、製品等を公共工事に積極的に活用することにより、質の高い社会資本を整備するとともに、市内の建設関連企業の技術力向上を図る。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築)【5-1～3、6-2・3】

○基幹的及び地域交通ネットワークの機能や広域交流基盤へのアクセスを確保するため、国道や金沢外環状道路などの広域道路ネットワークや市内の主要な都市計画道路の整備を促進し、緊急時にも寸断されることのない、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策)【2-1、5-1～3、6-2】

○救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路や市内の幹線道路において、計画的に橋梁や道路付属施設の耐震補強等を実施する。

(無電柱化の推進)【2-1、5-1～3、6-2】

○緊急輸送道路や避難に必要な道路等について、電柱の倒壊等による交通遮断を防止するため、計画的に無電柱化を推進する。

(大雪対策)【1-4、2-1、5-1～3、6-2・3】

- 市有除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。
- 冬期間の道路交通を確保するため、消融雪施設の整備や定期的な更新を図る。
- 交通その他の輸送経路の確保や救急患者の搬送体制の確保のため、関係機関及び町内会等の協力を得て、適期に主要路線の道路除雪を行う。

(大雪時の道路ネットワークの確保)【1-4、2-1、5-1～3、6-2・3】

○大雪時においても、道路ネットワークを確保するため、雪に強い道路整備を進めるとともに、関係機関との連携強化及び大雪を想定した関係機関との合同訓練を継続的に実施する。

(公共交通機関の運行の的確な判断及び周知等)【1-4、6-3】

○暴風雪や豪雪等に対し、公共交通事業者と連携し、コミュニティバスについては、運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への周知を図り、その他の公共交通機関(路線バス、鉄道等)については、運行状況等を適時的確に把握し、問い合わせ等への対応や広報を行う。

(鉄道の冬季間の安定運行)【1-4】

○鉄道交通の冬季間の安定運行のため、鉄道施設の除雪対策を講じるよう鉄道事業者に働きかける。

(鉄道の防災対策)【2-3、5-1・2、6-2】

○鉄道の運行を確保するため、車両及び重要施設に関する防災機能の強化対策を講じるよう国や鉄道事業者に働きかける。

【農林水産】

(食料の生産・流通等関係事業所の防災対策)【5-3】

○農業関連の共同利用施設等の耐震対策を推進するとともに、施設管理者の業務継続体制の確立を推進する。

(農業水利施設の整備、改修等)【6-4】

○気候変動を見据え、排水対策及び洪水調整機能強化のため、農業水利施設について、機能保全計画に基づき、順次、点検を実施し、地元との合意形成を図り、計画的に改修・補強等を進める。

(農地・農業水利施設等の保全管理)【7-2】

○地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払に取り組む集落を広げるとともに、災害時には自立的な防災・復旧活動の機能を最大限活用できるよう体制整備を推進する。

(農業の担い手確保等)【7-2】

○農地等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農業に従事する者や農業参入する企業などの意欲ある多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農業に資する取組を推進する。

【国土保全】

(治水対策の推進)【1-3、2-1、5-1～3、6-2】

- 浸水被害の実績が多い河川や用排水路等について、河道掘削や堆積土砂の除去、河川堤防の増強や耐震対策等の実施及び雨水調整池整備等のハード対策を計画的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、浸水想定図やハザードマップを活用した県や市民合同の訓練により、情報伝達体制や避難体制を協働で確立するなど、ソフト対策の充実を図り、ハード・ソフト一体的な取組による浸水被害の軽減対策を推進する。
- 内水による洪水を想定した内水ハザードマップの作成等により、内水による浸水被害の最小化を図る取組を実施する。
- 下水道(雨水幹線)及び地下道冠水監視施設を浸水実績箇所や浸水被害の危険性が高い地区等から優先的に整備する。
- 水位計や映像監視施設等を増設強化し、市民が速やかに避難できるよう情報提供体制の充実を図る。
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、施設利用者の確実な避難を確保するため、施設管理者等による避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援する。また、洪水浸水想定区域内の大規模工場等については、浸水防止計画の作成や浸水防止計画に基づく自衛消防隊の設置や浸水防止活動等の訓練の実施を支援する。
- 野々市市建築・開発指導要綱に基づき、土地開発に伴い雨水排水の対策が必要となる場合は、雨水排水施設を事業主の負担において整備し、又は改修するよう指導する。

(総合的な流域治水対策の推進)【1-3、2-1、5-1～3、6-2】

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、住民や企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する。

【環境】

(災害廃棄物対策)【8-1】

- 災害廃棄物処理計画の策定に基づき、近隣市町、関係団体等との連携を図り、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。また、大規模災害の発生に備え、県外自治体等との協力支援体制の構築を図る。

(ごみの減量化及びリサイクル等の推進)【8-1】

- 災害廃棄物が発生した場合における焼却処理能力を確保するため、平時からごみ減量化やリサイクル、リユース等の向上を図る。

【リスクコミュニケーション】

(市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)【1-1～4、4-2、7-1、8-2】

- 県民一斉防災訓練(シェイクアウトいしかわ)への参加の周知のほか、地域主体型の防災訓練の実施を支援するなど、市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力向上のための啓発・取組を実施する。
- 行政機能低下時の地域防災力強化を図るため、地区防災計画が全避難区で策定されるよう、啓発活動を実施する。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化)【1-1～4、4-2、7-1、8-2】

- 地域の防災力を高めるため、地域住民の自助・共助の知識の普及・啓発に併せて、防災士のスキルアップ並びに学生等幅広い年齢層及び女性も含めた災害ボランティア等の確保のための取組を実施する。また、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、町内会、民生委員・児童委員、防災士、災害ボランティアコーディネーター等との連携強化に努める。

(避難行動の周知徹底)【1-1～4、7-1】

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難時期及び方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認や、実践的な避難訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る。

(防災教育)(再掲)【1-1～4、4-2、7-1】

- 防災出前講座等の開催や防災士による活動を通して、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する。
- 避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を市民が把握できるよう、町内会等が実施する勉強会、防災マップ作成、防災訓練といった一連の取組を支援する。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施するとともに、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じて防災教育を推進し、児童生徒の発達の段階に応じて、自らの安全を確保するために行動する能力と、他の人や集団、地域の安全に役立てようとする態度を養う。

(非常用物資の備蓄)(再掲)【2-1】

- 他市町村における災害事例を参考にする等、備蓄品目・数量等を定期的に検討し、市の防災拠点施設等における備蓄品の適正な管理を進める。
- 町内会とも連携を図りながら、家庭等における備蓄について、自主的な備蓄の促進に向けた啓発を推進する。

(外国人住民への支援)【2-6、4-2】

- 地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得るなど、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動を進めるための体制構築の推進を図る。

(外国人住民への防災情報の提供)【4-2】

- 多言語化した防災システムの周知や災害時に役立つ防災情報を多言語で提供し、外国人住民の防災意識の向上を図る。

(自主防災組織の活性化推進)【8-2】

- 災害時に「共助」の力を発揮し、災害による被害を予防・軽減するため、地域のコミュニティ活動と防災活動を組み合わせることなどにより、自主防災組織の育成・活動の促進を図る。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化)(再掲)【1-1～4、4-2、7-1、8-2】

- 地域の防災力を高めるため、地域住民の自助・共助の知識の普及・啓発に併せて、防災士のスキルアップ並びに学生等幅広い年齢層及び女性も含めた災害ボランティア等の確保のための取組を実施する。また、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、町内会、民生委員・児童委員、防災士、災害ボランティアコーディネーター等との連携強化に努める。

(介護・福祉人材の確保)(再掲)【2-4】

- 災害時の二次避難にあたり、高齢者等の要配慮者の心身の健康維持のために必要となる福祉サービス提供体制の停滞が生じないよう、平時より関係機関と連携し、介護・福祉人材の確保に取り組む。

(災害ボランティアの活動環境の整備)【8-2】

- 被災家屋周辺の土砂等の撤去や生活支援などのボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、ボランティア活動の環境整備を行う。
- 災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを養成する。

(建設産業の担い手確保・育成)【8-2・4】

- 復旧・復興において重要な役割を持つ建設産業の担い手の確保・育成を図るため、業界団体と行政が連携して、建設産業の就労環境の改善等に取り組む。

【官民連携】

(防災関係機関との連携強化)(再掲)【1-1～4、7-1】

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

(災害時応援協定締結による連携体制の整備)【2-1・3・4】

○国、地方公共団体、防災関係機関、民間との災害時における応援協定締結等により、災害時の物資調達・搬送、ボランティアの円滑な受入れなどに係る連携体制を整備する。

【老朽化対策】

(公共施設等の総合管理)【1-1、3-1】

○市が保有・管理する公共施設等(公共建築物及びインフラ資産)について、野々市市公共施設等総合管理計画や個別施設計画(長寿命化計画)に基づき、適切な維持管理と計画的な改修を行うとともに、施設更新の際は、耐災害性に配慮した整備を検討する。

(避難所等における老朽化対策)【2-6】

○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、老朽化対策(非構造部材の耐震対策を含む。)も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが避難所に指定されていることを踏まえ、老朽化対策、耐震対策による施設の安全確保を図る。

(学校施設の維持管理)【1-1】

○市立小中学校施設について、施設の状態を把握し、長寿命化計画に基づき施設の更新を推進する。

(公園施設の維持管理)【1-1、6-4】

○大規模災害が発生した場合の一時的避難場所となる都市公園について、長寿命化計画に基づき、施設の計画的な修繕・更新に取り組む。

(道路施設の維持管理)【2-1、5-1～3、6-2・3】

○橋梁、道路施設及び附属施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

(鉄道の老朽化対策・存続支援)【5-2、6-2】

○市内の鉄道において、施設の延命や今後の支援のあり方等について、沿線の自治体や交通事業者と連携しながら、協議を進める。

(河川及び河川管理施設等の維持管理)【1-3、2-1、5-1～3、6-2・4】

○河川及び河川管理施設、雨水調整池等の老朽化対策について、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

(水道施設の維持管理)【2-1、6-1】

○浄水場及び配水池・ポンプ場、水源等について、計画的な維持管理・更新を推進する。

(下水道施設の維持管理)【2-5、6-1】

○下水道施設について、計画的な維持管理・改築更新を推進する。

(農業水利施設の老朽化対策)【5-1～3、6-2、7-1】

○農業水利施設について、機能保全計画に基づき、計画的に点検・診断を実施し、延命化等の改修を実施する。

V 計画の推進と見直し

本計画及び本計画に基づき実施する事業については、別紙2のとおり設定した指標により、進捗状況を把握しながら、全庁連携により着実に推進する。

また、社会情勢の変化や法令等の改正、国、県及び本市の国土強靱化に係る取組の進捗状況等を考慮し、必要に応じて、必要な見直しを行うものとする。

(別紙 1)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(市民等への情報伝達体制の強化)

- 多くの市民に適切に災害情報の伝達を行うことができるよう災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(防災教育)

- 自主防災意識の向上のため、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなる事態に備え、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を市民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施するとともに、防災教育を推進する必要がある。
- 児童生徒の発達の段階に応じて、自らの安全を確保するために行動する能力と、他の人や集団、地域の安全に役立てようとする態度を養う必要がある。

(防災関係機関との連携強化)

- 災害時における応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

(地震発生時の業務継続体制の整備)

- 大規模地震発生時においても、市の業務の継続及び早期復旧を図る必要がある。

【住宅・都市】

(住宅・建築物の耐震化)

- 住宅及び多数の者が利用する建築物について耐震化を推進する必要がある。

(老朽危険建築物等に対する指導等)

- 老朽危険建築物等の倒壊等の防止を図る必要がある。

(空き家対策)

- 管理不全な空家等が、自然災害等により倒壊することを防止するため、空き家対策を推進する必要がある。

(社会体育施設の耐震化)

○市立の社会体育施設の耐震化対策を促進する必要がある。

(市街地整備)

- 都市の防災機能の向上を図るため、市街地の基盤整備を促進するとともに、災害時に一時的避難場所となる都市公園を整備する必要がある。
- 地震等による消火栓使用不能時に有効な消防水利を確保するため、耐震性防火水槽等の整備を促進する等、地域における防災機能の向上を図る必要がある。

【保健医療・福祉】

(社会福祉施設等の耐震化等)

- 社会福祉施設や法令に基づき設置する高齢者や児童生徒、障害者等が使用する施設については、耐震化やスプリンクラーの設置、ブロック塀の改修撤去、水害対策のための改修等により、安全性確保のための環境整備を進める必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進)

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する必要がある。

(新技術の活用促進)

- 新技術の積極的な活用等により、市内の建設関連企業の技術力向上を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)

- 市民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」や自分たちの地域は自分たちで守る「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。
- 行政機能低下時の地域防災力強化を図るため、地区防災計画が全避難区で策定されるよう、啓発活動に努める必要がある。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化)

- 地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進する必要がある。

(避難行動の周知徹底)

○避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

(防災教育)(再掲)

○自主防災意識の向上のため、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する必要がある。

○避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなる事態に備え、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を市民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。

○学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施するとともに、防災教育を推進する必要がある。

○児童生徒の発達の段階に応じて、自らの安全を確保するために行動する能力と、他の人や集団、地域の安全に役立てようとする態度を養う必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化)(再掲)

○地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進する必要がある。

【官民連携】

(防災関係機関との連携強化)(再掲)

○災害時における応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

【老朽化対策】

(公共施設等の総合管理)

○老朽化が見込まれる市の保有・管理する公共施設等(公共建築物及びインフラ資産)の適切な維持管理と計画的な改修を実施していく必要がある。

(学校施設の維持管理)

○市立小中学校施設の老朽化対策(非構造部材の耐震対策を含む。)について、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

(公園施設の維持管理)

○大規模災害が発生した場合の一時的避難場所となる都市公園の施設について、被災者を安心して受け入れることができるよう、計画的な維持管理・更新、バリアフリー化、耐震化を図る必要がある。

(参考指標)

- 災害情報伝達手段 8種(R2.3.31 現在)
- 総合防災訓練の市民参加率 17.8%(R1)
- 防災講座実施回数 53回(R1)
- 防災士数 177人(R2.3.31 現在)
- 自主防災組織の組織率 98.1%(R2.3.31 現在)

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(市民等への情報伝達体制の強化)(再掲)

○多くの市民に適切に災害情報の伝達を行うことができるよう災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(防災教育)(再掲)

- 自主防災意識の向上のため、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなる事態に備え、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を市民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施するとともに、防災教育を推進する必要がある。
- 児童生徒の発達の段階に応じて、自らの安全を確保するために行動する能力と、他の人や集団、地域の安全に役立てようとする態度を養う必要がある。

(防災関係機関との連携強化)(再掲)

○災害時における応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

(消防団の充実強化及び消防力の整備充実)

- 地域防災力の向上のため、消防団の充実・強化を図る必要がある。
- 災害発生に備え、消防水利などの消防用施設、設備等の強化を図る必要がある。

(災害救助体制の整備)

- 大規模災害時に救助・救急活動等を円滑に実施する体制を構築・強化する必要がある。
- 大規模災害時において活動する消防の体制強化を図る必要がある。

【住宅・都市】

(住宅・建築物の防火対策)

- 地震発生時の出火防止の徹底を推進する必要がある。
- 関係機関との迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等を推進する必要がある。

(老朽危険建築物等に対する指導)(再掲)

- 老朽危険建築物等の倒壊等の防止を図る必要がある。

(空き家対策)(再掲)

- 管理不全な空家等が、自然災害等により倒壊することを防止するため、空き家対策を推進する必要がある。

(市街地整備)(再掲)

- 都市の防災機能の向上を図るため、市街地の基盤整備を促進するとともに、災害時に一時的避難場所となる都市公園を整備する必要がある。
- 地震等による消火栓使用不能時に有効な消防水利を確保するため、耐震性防火水槽等の整備を促進する等、地域における防災機能の向上を図る必要がある。

【保健医療・福祉】

(社会福祉施設等の耐震化等)(再掲)

- 社会福祉施設や法令に基づき設置する高齢者や児童生徒、障害者等が使用する施設については、耐震化やスプリンクラーの設置、ブロック塀の改修撤去、水害対策のための改修等により、安全性確保のための環境整備を進める必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)(再掲)

- 市民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」や自分たちの地域は自分たちで守る「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。
- 行政機能低下時の地域防災力強化を図るため、地区防災計画が全避難区で策定されるよう、啓発活動に努める必要がある。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲)

○地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進する必要がある。

(避難行動の周知徹底) (再掲)

○避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

(防災教育) (再掲)

○自主防災意識の向上のため、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する必要がある。

○避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなる事態に備え、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を市民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。

○学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施するとともに、防災教育を推進する必要がある。

○児童生徒の発達の段階に応じて、自らの安全を確保するために行動する能力と、他の人や集団、地域の安全に役立てようとする態度を養う必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲)

○地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進する必要がある。

【官民連携】

(防災関係機関との連携強化) (再掲)

○災害時における応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

(参考指標)

○市立学校における県民一斉防災訓練(シェイクアウトいしかわ)の参加校数 7校(R1)

○消防団員の充足率 87.4%(R2.3.31 現在)

○防災士数(再掲) 177人(R2.3.31 現在)

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(市民等への情報伝達体制の強化) (再掲)

- 多くの市民に適切に災害情報の伝達を行うことができるよう災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。
- 洪水時に迅速・的確な水防活動や避難活動を支援するため、更なる情報提供の充実、強化を図る必要がある。

(防災教育) (再掲)

- 自主防災意識の向上のため、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなる事態に備え、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を市民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施するとともに、防災教育を推進する必要がある。
- 児童生徒の発達の段階に応じて、自らの安全を確保するために行動する能力と、他の人や集団、地域の安全に役立てようとする態度を養う必要がある。

(防災関係機関との連携強化) (再掲)

- 災害時における応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

【住宅・都市】

(施設や住居の適正配置)

- 市街地での浸水、洪水被害について、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、コンパクトなまちづくりを進める必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲)

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する必要がある。

(新技術の活用促進) (再掲)

- 新技術の積極的な活用等により、市内の建設関連企業の技術力向上を推進する必要がある。

【国土保全】

(治水対策の推進)

- 浸水被害実績が多い河川や用排水路等整備や雨水調整池の整備等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。
- 局所的な集中豪雨に対応するため、下水道整備(雨水幹線等)及び地下道冠水対策を進める必要がある。
- ICTを利用した観測施設を充実させ、取得した情報を市民等へ適切かつ確実に伝達する体制の強化を図る必要がある。
- 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設や大規模工場等の施設管理者の防災意識の向上を図る必要がある。
- 民間建築物への雨水排水施設の設置を促進する必要がある。

(総合的な流域治水対策の推進)

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、県や市民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)(再掲)

- 市民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」や自分たちの地域は自分たちで守る「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。
- 行政機能低下時の地域防災力強化を図るため、地区防災計画が全避難区で策定されるよう、啓発活動に努める必要がある。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化)(再掲)

- 地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進する必要がある。

(避難行動の周知徹底)(再掲)

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

(防災教育)(再掲)

- 自主防災意識の向上のため、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなる事態に備え、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を市民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施するとともに、防災教育を推進する必要がある。

○児童生徒の発達の段階に応じて、自らの安全を確保するために行動する能力と、他の人や集団、地域の安全に役立てようとする態度を養う必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲)

○地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進する必要がある。

【官民連携】

(防災関係機関との連携強化) (再掲)

○災害時における応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

【老朽化対策】

(河川及び河川管理施設等の維持管理)

○洪水等の緊急時に河川及び河川管理施設、雨水調整池等の機能が確実に発揮されるよう老朽化対策を講じる必要がある。

(参考指標)

○雨水幹線整備率 87% (R2.3.31 現在)

○防災士数(再掲) 177人 (R2.3.31 現在)

1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(市民等への情報伝達体制の強化) (再掲)

○多くの市民に適切に災害情報の伝達を行うことができるよう災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(防災教育) (再掲)

○自主防災意識の向上のため、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する必要がある。

○避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなる事態に備え、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を市民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。

○学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施するとともに、防災教育を推進する必要がある。

○児童生徒の発達の段階に応じて、自らの安全を確保するために行動する能力と、他の人や集団、地域の安全に役立てようとする態度を養う必要がある。

(防災関係機関との連携強化)(再掲)

○災害時における応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進)(再掲)

○インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する必要がある。

(新技術の活用促進)(再掲)

○新技術の積極的な活用等により、市内の建設関連企業の技術力向上を推進する必要がある。

【交通・物流】

(大雪対策)

○除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持が懸念されていることから、こうした懸念事項を踏まえた総合的な対策を行う必要がある。

○緊急輸送道路、市内の幹線道路だけでなく生活道路までを網羅した、市内一円の道路の円滑な除雪を実施する必要がある。

○交通その他の輸送経路の確保や救急患者の搬送体制の確保のため、適期の道路除雪の実施が必要である。

(大雪時の道路ネットワークの確保)

○大雪時においても、道路ネットワークを確保する必要がある。

(公共交通機関の運行の的確な判断及び周知等)

○暴風雪や豪雪時にコミュニティバス等の公共交通機関の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避する必要がある。

(鉄道の冬季間の安定運行)

○鉄道交通の冬季間の安定運行のため、鉄道事業者による鉄道施設の除雪対策の推進を促す必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲)

- 市民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」や自分たちの地域は自分たちで守る「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。
- 行政機能低下時の地域防災力強化を図るため、地区防災計画が全避難区で策定されるよう、啓発活動に努める必要がある。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲)

- 地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進する必要がある。

(避難行動の周知徹底) (再掲)

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

(防災教育) (再掲)

- 自主防災意識の向上のため、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなる事態に備え、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を市民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施するとともに、防災教育を推進する必要がある。
- 児童生徒の発達の段階に応じて、自らの安全を確保するために行動する能力と、他の人や集団、地域の安全に役立てようとする態度を養う必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲)

- 地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進する必要がある。

【官民連携】

(防災関係機関との連携強化) (再掲)

- 災害時における応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

(参考指標)

○消雪装置設置済み路線延長 36.4km (R2.3.31 現在)

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【行政機能・防災教育等】

(非常用物資の備蓄)

- 市における備蓄品の適正な管理に努める必要がある。
- 家庭等における備蓄について、自主的な備蓄の促進及び民間企業と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。

(支援物資等の供給体制の充実・強化)

- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における民間事業者等との応援協定等が災害時において確実に機能する必要がある。

【ライフライン】

(避難所施設の整備及び物資供給)

- 避難所施設・設備の整備や食料等の備蓄を進める必要がある。また、不足する物資の供給について、確実な調達と円滑な輸送に努める必要がある。

(水道施設の耐震化等)

- 引き続き水道施設の耐震化等を推進する必要がある。
- 大規模災害発生時における応急給水を確保する必要がある。

(上水道の各種危機対応マニュアル作成)

- 市営上水道について、業務を継続するための各種危機に対応するマニュアルを作成、更新する必要がある。

(地下水の保全)

- 災害時や異常渇水時において必要な生活用水を確保するため、地下水の効率的な運用や保全に努める必要がある。

(総合的な大規模停電対策の推進)

- 停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。

- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者との連携を強化する必要がある。
- 倒木による停電発生を未然に防止するための対策に取り組む必要がある
- 停電時において必要な情報の伝達ができないこと等による市民の不安や混乱を軽減するための対策を図る必要がある。

(再生可能エネルギーの導入支援)

- 災害等による停電時に必要な電源を確保するなど、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

(石油等の燃料確保)

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐ必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進)(再掲)

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する必要がある。

【交通・物流】

(緊急輸送道路等の防災・減災対策)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路や市内の幹線道路において、橋梁の耐震補強を始めとする道路附属施設等の防災・減災対策を推進する必要がある。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止するため、これら道路において、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。

(大雪対策)(再掲)

- 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持が懸念されていることから、こうした懸念事項を踏まえた総合的な対策を行う必要がある。
- 緊急輸送道路、市内の幹線道路だけでなく生活道路までを網羅した、市内一円の道路の円滑な除雪を実施する必要がある。
- 交通その他の輸送経路の確保や救急患者の搬送体制の確保のため、適期の道路除雪の実施が必要である。

(大雪時の道路ネットワークの確保)(再掲)

○大雪時においても、道路ネットワークを確保する必要がある。

【国土保全】

(治水対策の推進)(再掲)

- 浸水被害実績が多い河川や用排水路等整備や雨水調整池の整備等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。
- 局所的な集中豪雨に対応するため、下水道整備(雨水幹線等)及び地下道冠水対策を進める必要がある。
- ICTを利用した観測施設を充実させ、取得した情報を市民等へ適切かつ確実に伝達する体制の強化を図る必要がある。
- 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設や大規模工場等の施設管理者の防災意識の向上を図る必要がある。
- 民間建築物への雨水排水施設の設置を促進する必要がある。

(総合的な流域治水対策の推進)(再掲)

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、県や市民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(非常用物資の備蓄)(再掲)

- 市における備蓄品の適正な管理に努める必要がある。
- 家庭等における備蓄について、自主的な備蓄の促進及び民間企業と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備)

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受け入れ等について、関係機関との協力体制を整備する必要がある。
- 災害時における応援協定等を締結している団体等と災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理)

○道路ネットワークを確実に確保するため、橋梁や道路施設の老朽化対策について、引き続き取り組み必要がある。

(河川及び河川管理施設等の維持管理)(再掲)

○洪水等の緊急時に河川及び河川管理施設、雨水調整池等の機能が確実に発揮されるよう老朽化対策を講じる必要がある。

(水道施設の維持管理)

○浄水場及び配水池・ポンプ場、水源等について、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

(参考指標)

- 配水本管の耐震化率 71.6%(R2.3.31 現在)
- 浄水施設の耐震化率 100%(R2.3.31 現在)
- 災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数 49(R2.3.31 現在)

2-2 消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の停滞

【行政機能・防災教育等】

(関係行政機関との連携強化)

- 大規模災害発生時に救助・救急活動等を円滑に実施する必要がある。
- 大規模災害発生時における関係機関相互の情報共有体制を確立するため、相互通話が可能な無線機等を活用し、迅速かつ的確な連絡体制を構築する必要がある。

(消防団の充実強化及び消防力の整備充実)(再掲)

- 地域防災力の向上のため、消防団の充実・強化を図る必要がある。
- 災害発生に備え、消防水利などの消防用施設、設備等の強化を図る必要がある。

(災害救助体制の整備)(再掲)

- 大規模災害時に救助・救急活動等を円滑に実施する体制を構築・強化する必要がある。
- 大規模災害時において活動する消防の体制強化を図る必要がある。

(参考指標)

- 消防団員の充足率(再掲) 87.4%(R1)

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

【行政機能・防災教育等】

(市民等への情報伝達体制の強化) (再掲)

- 多くの市民に適切に災害情報の伝達を行うことができるよう災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。
- 洪水時に迅速・的確な水防活動や避難活動を支援するため、更なる情報提供の充実、強化を図る必要がある。

【ライフライン】

(避難所施設の整備及び物資供給) (再掲)

- 避難所施設・設備の整備や食料等の備蓄を進める必要がある。また、不足する物資の供給について、確実な調達と円滑な輸送に努める必要がある。

【交通・物流】

(鉄道の防災対策)

- 災害時においても鉄道の必要な機能が確保できるよう、車両及び重要施設に関する防災機能の強化対策を推進する必要がある。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備) (再掲)

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受け入れ等について、関係機関との協力体制を整備する必要がある。
- 災害時における応援協定等を締結している団体等と災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。
- 帰宅困難者に対する飲料水や食料の提供などの支援が必要である。

(参考指標)

- 災害情報伝達手段(再掲) 8種(R2.3.31 現在)
- 災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数(再掲) 49(R2.3.31 現在)

2-4 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【保健医療・福祉】

(社会福祉施設等の耐震化等) (再掲)

- 社会福祉施設や法令に基づき設置する高齢者や児童生徒、障害者等が使用する施設については、耐震化やスプリンクラーの設置、ブロック塀の改修撤去、水害対策のための改修等により、安全性確保のための環境整備を進める必要がある。

(災害医療連携の推進)

- 保健センターは、災害時における応急救護所とすることから、その機能を維持するための設備を整備しておく必要がある。
- 災害時における医療救護体制を確保するため、関係機関との連携の推進及び訓練の実施に取り組む必要がある。
- 拠点避難所となっている施設において、災害時においてAEDが機能するよう管理する必要がある。

(介護・福祉人材の確保)

- 災害時の二次避難にあたっては、避難された高齢者等への介護・福祉サービスの提供が停滞しないよう取り組む必要がある。

(社会福祉施設等への支援)

- 社会福祉施設等における非常災害対策を推進する必要がある。

(社会福祉施設等におけるサービス提供体制の維持)

- 災害時においても、社会福祉施設等においてサービスの提供を維持できる体制を整備する必要がある。

(要配慮者の災害時支援体制の構築)

- 災害時には、慣れない避難生活を送る要配慮者の体調悪化等を防ぐ必要がある。

(災害時健康管理体制の整備)

- 被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう体制を整備する必要がある。

(災害時の心のケア実施体制の整備)

- 被災した市民に対して避難生活上のストレスや精神的苦痛等を緩和するための精神保健医療活動(心のケア)を円滑に実施する必要がある。

【人材育成】

(介護・福祉人材の確保)(再掲)

- 災害時の二次避難にあたっては、避難された高齢者等への介護・福祉サービスの提供が停滞しないよう取り組む必要がある。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備)(再掲)

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受け入れ等について、関係機関との協力体制を整備する必要がある。
- 災害時における応援協定等を締結している団体等と災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。
- 帰宅困難者に対する飲料水や食料の提供などの支援が必要である。

(参考指標)

- 個別支援計画を策定している町会数 8(R2.3.31 現在)
- 災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数(再掲) 49(R2.3.31 現在)

2-5 被災地における新型コロナウイルス感染症等感染症の大規模発生

【保健医療・福祉】

(感染症予防措置)

- 平時から感染予防策について正しく実践できる人を増やす必要がある。
- 予防接種の接種率の向上を図る必要がある。
- 避難所での生活環境衛生の確保及び保健予防活動を指揮・マネジメントできる保健師等を養成する必要がある。
- 災害時に使用するマンホールトイレの整備及びトイレ保管場所の確保が必要となる。

(避難所等における感染症対策)

- 災害発生時の避難所における感染症の発生・まん延を防ぐ必要がある。
- 避難所以外へ避難する者を考慮して、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を検討する必要がある。
- 避難所等の衛生管理に必要な物資について、災害時に確実に確保・調達できるようにしておく必要がある。
- 感染症対策を踏まえた円滑な避難所運営を行えるよう、対策を講じる必要がある。

【ライフライン】

(下水道施設の耐水化対策の促進)

○豪雨等に起因する河川からの氾濫や内水氾濫による下水道施設の浸水を防ぐ必要がある。

【老朽化対策】

(下水道施設の維持管理)

○下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持管理・改築更新を実施する必要がある。

(参考指標)

○A類疾病ワクチン接種率 92.3% (R1)

○下水道管路施設の耐水化率 0% (R2.3.31 現在)

○汚水処理人口普及率 97.5% (R2.3.31 現在)

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【住宅・都市】

(住宅・建築物の耐震化) (再掲)

○住宅及び多数の者が利用する建築物について耐震化を推進する必要がある。

(学校施設の防災機能強化対策)

○避難所や地域コミュニティの拠点としても利用される市立小中学校施設において、防災機能強化対策を図る必要がある。

(社会体育施設の耐震化) (再掲)

○市立の社会体育施設の耐震化対策を促進する必要がある。

(応急仮設施設の迅速な供給)

○応急仮設住宅について、災害後の迅速な供給体制を整備する必要がある。

【保健医療・福祉】

(要配慮者の災害時支援体制の構築) (再掲)

○災害時には、慣れない避難生活を送る要配慮者の体調悪化等を防ぐ必要がある。

(避難所等における感染症対策)(再掲)

- 災害発生時の避難所における感染症の発生・まん延を防ぐ必要がある。
- 避難所以外へ避難する者を考慮して、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方を検討する必要がある。
- 避難所等の衛生管理に必要な物資について、災害時に確実に確保・調達できるようにしておく必要がある。
- 感染症対策を踏まえた円滑な避難所運営を行えるよう、対策を講じる必要がある。

(災害時健康管理体制の整備)(再掲)

- 被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう体制を整備する必要がある。

(災害時の心のケア実施体制の整備)(再掲)

- 被災した市民に対して避難生活上のストレスや精神的苦痛等を緩和するための精神保健医療活動(心のケア)を円滑に実施する必要がある。

(福祉避難所の確保)

- 一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障害者等の要配慮者が、安心して生活ができるよう配慮した福祉避難所を確保する必要がある。
- 福祉避難所の開設・運営訓練を定期的に行う必要がある。
- 福祉避難所における受け入れ者数を増やす必要がある。

【ライフライン】

(避難所施設の整備及び物資供給)(再掲)

- 避難所施設・設備の整備や食料等の備蓄を進める必要がある。また、不足する物資の供給について、確実な調達と円滑な輸送に努める必要がある。

(総合的な大規模停電対策の推進)(再掲)

- 停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者との連携を強化する必要がある。
- 倒木による停電発生を未然に防止するための対策に取り組む必要がある。

(再生可能エネルギーの導入支援)(再掲)

- 災害等による停電時に必要な電源を確保するなど、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(外国人住民への支援)

○災害発生時における外国人住民の安否確認や避難誘導等を行う体制を整備する必要がある。

【老朽化対策】

(避難所等における老朽化対策)

○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、老朽化対策（非構造部材の耐震対策を含む。）も含めた建物改修等を進める必要がある。

(参考指標)

○個別支援計画を策定している町会数(再掲) 8(R2.3.31 現在)

3-1 行政機関の職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【行政機能・防災教育等】

(地震発生時の業務継続体制の整備)(再掲)

○大規模地震発生時においても、市の業務の継続及び早期復旧を図る必要がある。

(行政情報通信基盤の強化)

○災害時における情報システム部門の業務継続計画の実効性を高める必要がある。

○本庁舎LANについて、引き続き耐災害性の強化に取り組む必要がある。

○出先機関との接続について、回線切断に備え、引き続き耐災害性の強化に取り組む必要がある。

○災害時における有線通信の途絶に備える必要がある。

(防災拠点等の機能確保)

○防災拠点や避難所等において非常用電源の確保や通信手段の耐災害性の強化を図る必要がある。

○防災拠点や避難所となる公共施設の建替え等にあたっては、必要な機能を確保する必要がある。

(応援職員の受入れ等)

○県外も含めた他市町村からの応援職員の受入体制を具体的に定める必要がある。

○災害時の厳しい労働環境下に置かれる職員の心身の疲弊から生じる人員不足及び行政機能の低下を抑える必要がある。

(応援体制の強化)

○大規模災害時の災害対応能力の低下を防止するために、他の自治体や民間団体等からの応援体制の強化を図る必要がある。

【老朽化対策】

(公共施設等の総合管理)(再掲)

○老朽化が見込まれる市の保有・管理する公共施設等(公共建築物及びインフラ資産)の適切な維持管理と計画的な改修を実施していく必要がある。

(参考指標)

○災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数(再掲) 49(R2.3.31 現在)

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【行政機能・防災教育等】

(市民等への情報伝達体制の強化)(再掲)

- 多くの市民に適切に災害情報の伝達を行うことができるよう災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。
- 洪水時に迅速・的確な水防活動や避難活動を支援するため、更なる情報提供の充実、強化を図る必要がある。

(行政情報通信基盤の強化)(再掲)

- 災害時における情報システム部門の業務継続計画の実効性を高める必要がある。
- 本庁舎LANについて、耐災害性の強化に取り組む必要がある。
- 出先機関との接続について、回線切断に備え、引き続き耐災害性の強化に取り組む必要がある。
- 災害時における有線通信の途絶に備える必要がある。

【ライフライン】

(総合的な大規模停電対策の推進)(再掲)

- 停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者との連携を強化する必要がある。
- 倒木による停電発生を未然に防止するための対策に取り組む必要がある

○停電時において必要な情報の伝達ができないこと等による市民の不安や混乱を軽減するための対策を図る必要がある。

(再生可能エネルギーの導入支援)(再掲)

○災害等による停電時に必要な電源を確保するなど、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

(参考指標)

○災害情報伝達手段(再掲) 8種(R2.3.31 現在)

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【行政機能・防災教育等】

(市民等への情報伝達体制の強化)(再掲)

○多くの市民に適切に災害情報の伝達を行うことができるよう災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

○洪水時に迅速・的確な水防活動や避難活動を支援するため、更なる情報提供の充実、強化を図る必要がある。

(市の災害対応力の強化)

○適時適切な避難指示等の判断・発令を行う体制を整備する必要がある。

○地域防災計画において、実効性のある計画とする必要がある。

(防災教育)(再掲)

○自主防災意識の向上のため、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する必要がある。

○避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなる事態に備え、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を市民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。

○学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施するとともに、防災教育を推進する必要がある。

○児童生徒の発達の段階に応じて、自らの安全を確保するために行動する能力と、他の人や集団、地域の安全に役立てようとする態度を養う必要がある。

【保健医療・福祉】

(避難行動要支援者対策の推進)

- 避難行動要支援者の避難を支援する体制を充実する必要がある。

【ライフライン】

(総合的な大規模停電対策の推進)(再掲)

- 停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者との連携を強化する必要がある。
- 倒木による停電発生を未然に防止するための対策に取り組む必要がある
- 停電時において必要な情報の伝達ができないこと等による市民の不安や混乱を軽減するための対策を図る必要がある。

(再生可能エネルギーの導入支援)(再掲)

- 災害等による停電時に必要な電源を確保するなど、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)(再掲)

- 市民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」や自分たちの地域は自分たちで守る「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。
- 行政機能低下時の地域防災力強化を図るため、地区防災計画が全避難区で策定されるよう、啓発活動に努める必要がある。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化)(再掲)

- 地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進する必要がある。

(防災教育)(再掲)

- 自主防災意識の向上のため、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなる事態に備え、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を市民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施するとともに、防災教育を推進する必要がある。

○児童生徒の発達の段階に応じて、自らの安全を確保するために行動する能力と、他の人や集団、地域の安全に役立てようとする態度を養う必要がある。

(外国人住民への支援)(再掲)

○災害発生時における外国人住民の安否確認や避難誘導等を行う体制を整備する必要がある。

(外国人住民への防災情報の提供)

○外国人住民自身の防災意識の向上を図る必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化)(再掲)

○地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進する必要がある。

(参考指標)

○総合防災訓練の市民参加率(再掲) 17.8%(R1)

○防災講座実施回数(再掲) 53回(R1)

○防災士数(再掲) 177人(R2.3.31 現在)

○自主防災組織の組織率(再掲) 98.1%(R2.3.31 現在)

5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

【ライフライン】

(石油等の燃料確保)(再掲)

○災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐ必要がある。

【産業】

(市内企業等の事業継続計画の策定)

○市内の企業や事業所等の防災意識を高め、事業継続計画(BCP)を策定する事業所を広げる必要がある。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築)

○基幹的及び地域交通ネットワークの機能や広域交流基盤へのアクセスを確保するため、信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策)(再掲)

○救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路や市内の幹線道路において、橋梁の耐震補強を始めとする道路附属施設等の防災・減災対策を推進する必要がある。

(無電柱化の推進)(再掲)

○大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止するため、これら道路において、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。

(大雪対策)(再掲)

○除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持が懸念されていることから、こうした懸念事項を踏まえた総合的な対策を行う必要がある。

○緊急輸送道路、市内の幹線道路だけでなく生活道路までを網羅した、市内一円の道路の円滑な除雪を実施する必要がある。

○交通その他の輸送経路の確保や救急患者の搬送体制の確保のため、適期の道路除雪の実施が必要である。

(大雪時の道路ネットワークの確保)(再掲)

○大雪時においても、道路ネットワークを確保する必要がある。

(鉄道の防災対策)(再掲)

○災害時においても鉄道の必要な機能が確保できるよう、車両及び重要施設に関する防災機能の強化対策を推進する必要がある。

【国土保全】

(治水対策の推進)(再掲)

○浸水被害実績が多い河川や用排水路等整備や雨水調整池の整備等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。

○局所的な集中豪雨に対応するため、下水道整備(雨水幹線等)及び地下道冠水対策を進める必要がある。

○ICTを利用した観測施設を充実させ、取得した情報を市民等へ適切かつ確実に伝達する体制の強化を図る必要がある。

○浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設や大規模工場等の施設管理者の防災意識の向上を図る必要がある。

○民間建築物への雨水排水施設の設置を促進する必要がある。

(総合的な流域治水対策の推進) (再掲)

○近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、県や市民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲)

○道路ネットワークを確実に確保するため、橋梁や道路施設の老朽化対策について、引き続き取り組み必要がある。

(河川及び河川管理施設等の維持管理) (再掲)

○洪水等の緊急時に河川及び河川管理施設、雨水調整池等の機能が確実に発揮されるよう老朽化対策を講じる必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策)

○食料生産に係る農業水利施設について、長寿命化対策を推進する必要がある。

(参考指標)

○道路施設の長寿命化計画の策定 策定済(R1)

5-2 陸・海・空の広域交流基盤の分断による物流・人流への甚大な影響

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲)

○インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する必要がある。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲)

○基幹的及び地域交通ネットワークの機能や広域交流基盤へのアクセスを確保するため、信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) (再掲)

○救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路や市内の幹線道路において、橋梁の耐震補強を始めとする道路附属施設等の防災・減災対策を推進する必要がある。

(無電柱化の推進)(再掲)

○大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止するため、これら道路において、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。

(大雪対策)(再掲)

- 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持が懸念されていることから、こうした懸念事項を踏まえた総合的な対策を行う必要がある。
- 緊急輸送道路、市内の幹線道路だけでなく生活道路までを網羅した、市内一円の道路の円滑な除雪を実施する必要がある。
- 交通その他の輸送経路の確保や救急患者の搬送体制の確保のため、適期の道路除雪の実施が必要である。

(大雪時の道路ネットワークの確保)(再掲)

○大雪時においても、道路ネットワークを確保する必要がある。

(鉄道の防災対策)(再掲)

○災害時においても鉄道の必要な機能が確保できるよう、車両及び重要施設に関する防災機能の強化対策を推進する必要がある。

【国土保全】

(治水対策の推進)(再掲)

- 浸水被害実績が多い河川や用排水路等整備や雨水調整池の整備等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。
- 局所的な集中豪雨に対応するため、下水道整備(雨水幹線等)及び地下道冠水対策を進める必要がある。
- ICTを利用した観測施設を充実させ、取得した情報を市民等へ適切かつ確実に伝達する体制の強化を図る必要がある。
- 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設や大規模工場等の施設管理者の防災意識の向上を図る必要がある。
- 民間建築物への雨水排水施設の設置を促進する必要がある。

(総合的な流域治水対策の推進)(再掲)

○近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、県や市民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲)

○道路ネットワークを確実に確保するため、橋梁や道路施設の老朽化対策について、引き続き取り組み必要がある。

(鉄道の老朽化対策・存続支援)

○市内の鉄道において安全運行の確保と存続のため、老朽化した重要インフラの整備等を支援する必要がある。

(河川及び河川管理施設等の維持管理) (再掲)

○洪水等の緊急時に河川及び河川管理施設、雨水調整池等の機能が確実に発揮されるよう老朽化対策を講じる必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策) (再掲)

○食料生産に係る農業水利施設について、長寿命化対策を推進する必要がある。

(参考指標)

○道路施設の長寿命化計画策定率(再掲)100%(R1)

5-3 食料等の安定供給の停滞

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲)

○インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する必要がある。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲)

○基幹的及び地域交通ネットワークの機能や広域交流基盤へのアクセスを確保するため、信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) (再掲)

○救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路や市内の幹線道路において、橋梁の耐震補強を始めとする道路付属施設等の防災・減災対策を推進する必要がある。

(無電柱化の推進) (再掲)

○大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止するため、これら道路において、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。

(大雪対策) (再掲)

- 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持が懸念されていることから、こうした懸念事項を踏まえた総合的な対策を行う必要がある。
- 緊急輸送道路、市内の幹線道路だけでなく生活道路までを網羅した、市内一円の道路の円滑な除雪を実施する必要がある。
- 交通その他の輸送経路の確保や救急患者の搬送体制の確保のため、適期の道路除雪の実施が必要である。

(大雪時の道路ネットワークの確保) (再掲)

○大雪時においても、道路ネットワークを確保する必要がある。

【農林水産】

(食料の生産・流通等関係事業所の防災対策)

○農業に係る生産・流通等の関係事業所については、食料を安定供給するための重要な施設であることから、災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策を推進する必要がある。

【国土保全】

(治水対策の推進) (再掲)

- 浸水被害実績が多い河川や用排水路等整備や雨水調整池の整備等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。
- 局所的な集中豪雨に対応するため、下水道整備(雨水幹線等)及び地下道冠水対策を進める必要がある。
- ICTを利用した観測施設を充実させ、取得した情報を市民等へ適切かつ確実に伝達する体制の強化を図る必要がある。
- 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設や大規模工場等の施設管理者の防災意識の向上を図る必要がある。
- 民間建築物への雨水排水施設の設置を促進する必要がある。

(総合的な流域治水対策の推進) (再掲)

○近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、県や市民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲)

○道路ネットワークを確実に確保するため、橋梁や道路施設の老朽化対策について、引き続き取り組み必要がある。

(河川及び河川管理施設等の維持管理) (再掲)

○洪水等の緊急時に河川及び河川管理施設、雨水調整池等の機能が確実に発揮されるよう老朽化対策を講じる必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策) (再掲)

○食料生産に係る農業水利施設について、長寿命化対策を推進する必要がある。

(参考指標)

○道路施設の長寿命化計画の策定(再掲) 策定済(R1)

6-1 ライフライン(電気、上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止

【ライフライン】

(水道施設の耐震化等) (再掲)

○引き続き水道施設の耐震化等を推進する必要がある。
○大規模災害発生時における応急給水を確保する必要がある。

(上水道の各種危機対応マニュアル作成) (再掲)

○市営上水道について、業務を継続するための各種危機に対応するマニュアルを作成、更新する必要がある。

(地下水の保全) (再掲)

○災害時や異常渇水時において必要な生活用水を確保するため、地下水の効率的な運用や保全に努める必要がある。

(下水道施設の耐水化対策の促進) (再掲)

○豪雨等に起因する河川からの氾濫や内水氾濫による下水道施設の浸水を防ぐ必要がある。

(総合的な大規模停電対策の推進) (再掲)

○停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。

- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者との連携を強化する必要がある。
- 倒木による停電発生を未然に防止するための対策に取り組む必要がある
- 停電時において必要な情報の伝達ができないこと等による市民の不安や混乱を軽減するための対策を図る必要がある。

(再生可能エネルギーの導入支援) (再掲)

- 災害等による停電時に必要な電源を確保するなど、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

(石油等の燃料確保) (再掲)

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐ必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲)

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する必要がある。

(新技術の活用促進) (再掲)

- 新技術の積極的な活用等により、市内の建設関連企業の技術力向上を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(水道施設の維持管理) (再掲)

- 浄水場及び配水池・ポンプ場、水源等について、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

(下水道施設の維持管理) (再掲)

- 下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持管理・改築更新を実施する必要がある。

(参考指標)

- 配水本管の耐震化率(再掲) 71.6%(R2.3.31 現在)
- 浄水施設の耐震化率(再掲) 100%(R2.3.31 現在)
- 下水道管路施設の耐水化率 0%(R2.3.31 現在)

6-2 交通インフラの長期間にわたる機能停止

【行政機能・防災教育等】

(建設業界等との応急復旧体制の強化)

- 被災した公共土木施設への応急復旧体制の強化を進める必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進)(再掲)

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する必要がある。

(新技術の活用促進)(再掲)

- 新技術の積極的な活用等により、市内の建設関連企業の技術力向上を推進する必要がある。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築)(再掲)

- 基幹的及び地域交通ネットワークの機能や広域交流基盤へのアクセスを確保するため、信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策)(再掲)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路や市内の幹線道路において、橋梁の耐震補強を始めとする道路附属施設等の防災・減災対策を推進する必要がある。

(無電柱化の推進)(再掲)

- 大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止するため、これら道路において、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。

(大雪対策)(再掲)

- 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持が懸念されていることから、こうした懸念事項を踏まえた総合的な対策を行う必要がある。
- 緊急輸送道路、市内の幹線道路だけでなく生活道路までを網羅した、市内一円の道路の円滑な除雪を実施する必要がある。
- 交通その他の輸送経路の確保や救急患者の搬送体制の確保のため、適期の道路除雪の実施が必要である。

(大雪時の道路ネットワークの確保)(再掲)

○大雪時においても、道路ネットワークを確保する必要がある。

(鉄道の防災対策)(再掲)

○災害時においても鉄道の必要な機能が確保できるよう、車両及び重要施設に関する防災機能の強化対策を推進する必要がある。

【国土保全】

(治水対策の推進)(再掲)

- 浸水被害実績が多い河川や用排水路等整備や雨水調整池の整備等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。
- 局所的な集中豪雨に対応するため、下水道整備(雨水幹線等)及び地下道冠水対策を進める必要がある。
- ICTを利用した観測施設を充実させ、取得した情報を市民等へ適切かつ確実に伝達する体制の強化を図る必要がある。
- 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設や大規模工場等の施設管理者の防災意識の向上を図る必要がある。
- 民間建築物への雨水排水施設の設置を促進する必要がある。

(総合的な流域治水対策の推進)(再掲)

○近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、県や市民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理)(再掲)

○道路ネットワークを確実に確保するため、橋梁や道路施設の老朽化対策について、引き続き取り組む必要がある。

(鉄道の老朽化対策・存続支援)(再掲)

○市内の鉄道において安全運行の確保と存続のため、老朽化した重要インフラの整備等を支援する必要がある。

(河川及び河川管理施設等の維持管理)(再掲)

○洪水等の緊急時に河川及び河川管理施設、雨水調整池等の機能が確実に発揮されるよう老朽化対策を講じる必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策)(再掲)

○食料生産に係る農業水利施設について、長寿命化対策を推進する必要がある。

(参考指標)

○道路施設の長寿命化計画策定率(再掲)100%(R1)

6-3 暴風雪や豪雪等に伴い地域交通ネットワークが分断する事態

【行政機能・防災教育等】

(建設業界等との応急復旧体制の強化)(再掲)

○被災した公共土木施設への応急復旧体制の強化を進める必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進)(再掲)

○インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する必要がある。

(新技術の活用促進)(再掲)

○新技術の積極的な活用等により、市内の建設関連企業の技術力向上を推進する必要がある。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築)(再掲)

○基幹的及び地域交通ネットワークの機能や広域交流基盤へのアクセスを確保するため、信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(大雪対策)(再掲)

- 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持が懸念されていることから、こうした懸念事項を踏まえた総合的な対策を行う必要がある。
- 緊急輸送道路、市内の幹線道路だけでなく生活道路までを網羅した、市内一円の道路の円滑な除雪を実施する必要がある。
- 交通その他の輸送経路の確保や救急患者の搬送体制の確保のため、適期の道路除雪の実施が必要である。

(大雪時の道路ネットワークの確保)(再掲)

○大雪時においても、道路ネットワークを確保する必要がある。

(公共交通機関の運行の的確な判断及び周知等) (再掲)

- 暴風雪や豪雪時にコミュニティバス等の公共交通機関の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避する必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲)

- 道路ネットワークを確実に確保するため、橋梁や道路施設の老朽化対策について、引き続き取り組む必要がある。

(参考指標)

- 消雪装置設置済み路線延長(再掲) 36.4km (R2.3.31 現在)

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【行政機能・防災教育等】

(建設業界等との応急復旧体制の強化) (再掲)

- 被災した公共土木施設への応急復旧体制の強化を進める必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲)

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する必要がある。

(新技術の活用促進) (再掲)

- 新技術の積極的な活用等により、市内の建設関連企業の技術力向上を推進する必要がある。

【農林水産】

(農業水利施設の整備、改修等)

- 被災した場合に経済活動及び市民生活等への影響が大きい農業水利施設について、順次、計画的に改修・補強等を行う必要がある。

【老朽化対策】

(公園施設の維持管理)(再掲)

○大規模災害が発生した場合の一時的避難場所となる都市公園の施設について、被災者を安心して受け入れることができるよう、計画的な維持管理・更新、バリアフリー化、耐震化を図る必要がある。

(河川及び河川管理施設等の維持管理)(再掲)

○洪水等の緊急時に河川及び河川管理施設、雨水調整池等の機能が確実に発揮されるよう老朽化対策を講じる必要がある。

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(市民等への情報伝達体制の強化)(再掲)

○多くの市民に適切に災害情報の伝達を行うことができるよう災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(防災教育)(再掲)

○自主防災意識の向上のため、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する必要がある。

○避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなる事態に備え、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を市民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。

○学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施するとともに、防災教育を推進する必要がある。

○児童生徒の発達の段階に応じて、自らの安全を確保するために行動する能力と、他の人や集団、地域の安全に役立てようとする態度を養う必要がある。

(防災関係機関との連携強化)(再掲)

○災害時における応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

(消防団の充実強化及び消防力の整備充実)(再掲)

○地域防災力の向上のため、消防団の充実・強化を図る必要がある。

○災害発生に備え、消防水利などの消防用施設、設備等の強化を図る必要がある。

(災害救助体制の整備)(再掲)

- 大規模災害時に救助・救急活動等を円滑に実施する体制を構築・強化する必要がある。
- 大規模災害時において活動する消防の体制強化を図る必要がある。

【住宅・都市】

(住宅・建築物の耐震化)(再掲)

- 住宅及び多数の者が利用する建築物について耐震化を推進する必要がある。

(老朽危険建築物等に対する指導)(再掲)

- 老朽危険建築物等の倒壊等の防止を図る必要がある。

(空き家対策)(再掲)

- 管理不全な空家等が、自然災害等により倒壊することを防止するため、空き家対策を推進する必要がある。

(市街地整備)(再掲)

- 都市の防災機能の向上を図るため、市街地の基盤整備を促進するとともに、災害時に一時的避難場所となる都市公園を整備する必要がある。
- 地震等による消火栓使用不能時に有効な消防水利を確保するため、耐震性防火水槽等の整備を促進する等、地域における防災機能の向上を図る必要がある。
- 大規模災害発生時における緊急車両等の交通遮断を防ぎ、併せて都市機能の向上を図るため、防災道路や狭隘道路拡幅等の整備を実施する必要がある。

(住宅・建築物の防火対策)(再掲)

- 地震発生時の出火防止の徹底を推進する必要がある。
- 関係機関との迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等を推進する必要がある。

【保健医療・福祉】

(社会福祉施設等の耐震化等)(再掲)

- 社会福祉施設や法令に基づき設置する高齢者や児童生徒、障害者等が使用する施設については、耐震化やスプリンクラーの設置、ブロック塀の改修撤去、水害対策のための改修等により、安全性確保のための環境整備を進める必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲)

○インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する必要がある。

(新技術の活用促進) (再掲)

○新技術の積極的な活用等により、市内の建設関連企業の技術力向上を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲)

○市民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」や自分たちの地域は自分たちで守る「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

○行政機能低下時の地域防災力強化を図るため、地区防災計画が全避難区で策定されるよう、啓発活動に努める必要がある。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲)

○地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進する必要がある。

(避難行動の周知徹底) (再掲)

○避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

(防災教育) (再掲)

○自主防災意識の向上のため、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する必要がある。

○避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなる事態に備え、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を市民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。

○学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施するとともに、防災教育を推進する必要がある。

○児童生徒の発達の段階に応じて、自らの安全を確保するために行動する能力と、他の人や集団、地域の安全に役立てようとする態度を養う必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲)

○地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進する必要がある。

【官民連携】

(防災関係機関との連携強化)(再掲)

○災害時における応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

(参考指標)

- 災害情報伝達手段(再掲) 8種(R2.3.31 現在)
- 消防団員の充足率(再掲) 87.4%(R1)
- 総合防災訓練の市民参加率(再掲) 17.8%(R1)
- 防災講座実施回数(再掲) 53回(R1)
- 防災士数(再掲) 177人(R2.3.31 現在)
- 自主防災組織の組織率(再掲) 98.1%(R2.3.31 現在)

7-2 農地等の被害による土地の荒廃

【農林水産】

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水機能や土壌流出の防止機能など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進し、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する必要がある。
- 農地を保全することで多面的機能(水源涵養、自然環境の保全等)が発揮され、災害防止等に繋がることから多面的機能支払交付金の取組を進める必要がある。

(農業の担い手確保等)

- 農業の従事者が減少していることから、農地の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たな担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

(参考指標)

- 多面的機能支払交付金による活動団体数 3団体(R2.3.31 現在)

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【環境】

(災害廃棄物対策)

○災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る必要がある。また、大規模災害の発生に備え、県外自治体等との協力支援体制の構築を図る必要がある。

(ごみの減量化及びリサイクル等の推進)

○災害廃棄物が発生した場合に処理施設において焼却処理ができる機能を確保しておく必要がある。

(参考指標)

- 災害廃棄物処理計画の策定 策定済 (R1)
- 市民一人当たりのごみ排出量(1日当たり) 526g (R1)
- 一事業所当たりのごみ排出量(1日当たり) 6,506g (R1)
- ごみの総量に対する資源ごみの割合 8% (R1)

8-2 復旧・復興等を支える人材の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興できなくなる事態

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進)(再掲)

○インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)(再掲)

- 市民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」や自分たちの地域は自分たちで守る「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。
- 行政機能低下時の地域防災力強化を図るため、地区防災計画が全避難区で策定されるよう、啓発活動に努める必要がある。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化)(再掲)

○地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進する必要がある。

(自主防災組織の活性化推進)

○災害時に「共助」の力を発揮し、災害による被害を予防・軽減するため、自主防災組織の活性化を推進する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化)(再掲)

○地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進する必要がある。

(災害ボランティアの活動環境の整備)

○被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう環境整備を行う必要がある。また、災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう体制を整備する必要がある。

(建設産業の担い手確保・育成)

○建設産業の担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

(参考指標)

○防災士数(再掲) 177人(R2.3.31現在)

○自主防災組織の組織率(再掲) 98.1%(R2.3.31現在)

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【住宅・都市】

(文化財建造物の耐震化等及び文化財の保存対策)

○貴重な文化財を適切に保存・継承するため、文化財建造物等の防災・防犯対策の徹底及び文化財の修理等に取り組む必要がある。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【住宅・都市】

(応急仮設施設の迅速な供給)(再掲)

○応急仮設住宅について、想定必要戸数に応じた建設候補地を確保するとともに、災害後の迅速な供給体制を整備する必要がある。

【人材育成】

(建設産業の担い手確保・育成) (再掲)

○建設産業の担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

8-5 大量の失業・倒産、生産力の回復遅れ等による地域経済等への甚大な影響

【産業】

(市内企業等の事業継続計画の策定) (再掲)

○市内の企業や事業所等の防災意識を高め、事業継続計画(BCP)を策定する事業所を広げていく必要がある。

(別紙 2)

施策の推進方針に係る指標

(1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

指標	現状	目標
災害情報伝達手段	8種(R2.3.31 現在)	10種(R8.3.31)
総合防災訓練の市民参加率	17.8%(R1)	30%(R7)
防災講座実施回数	53回(R1)	60回(R7)
防災士数	177人(R2.3.31 現在)	270人(R8.3.31 時点)
自主防災組織の組織率	98.1%(R2.3.31 現在)	100%(R8.3.31 時点)

(2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

指標	現状	目標
市立学校における県民一斉防災訓練(シェイクアウトいしかわ)の参加校数	7校(R1)	7校(R7)
消防団員の充足率	87.4%(R2.3.31 現在)	90%(R8.3.31 時点)
防災士数(再掲)	177人(R2.3.31 現在)	270人(R8.3.31 時点)

(3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による多数の死傷者の発生

指標	現状	目標
雨水幹線整備率	87%(R2.3.31 現在)	92%(R8.3.31 時点)
防災士数(再掲)	177人(R2.3.31 現在)	270人(R8.3.31 時点)

(4) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

指標	現状	目標
消雪装置設置済み路線延長	36.4km(R2.3.31 現在)	39.7km(R8.3.31 時点)

(5) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

指標	現状	目標
配水本管の耐震化率	71.6%(R2.3.31 現在)	95.0%(R8.3.31 時点)
災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数	49(R2.3.31 現在)	60(R8.3.31 時点)

(6) 消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の停滞

指標	現状	目標
消防団員の充足率(再掲)	87.4%(R2.3.31 現在)	90%(R8.3.31 時点)

(7) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

指標	現状	目標
災害情報伝達手段(再掲)	8種(R2.3.31 現在)	10種(R8.3.31)
災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数(再掲)	49(R2.3.31 現在)	60(R8.3.31 時点)

(8) 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

指標	現状	目標
個別支援計画を策定している町会数	8(R2.3.31 現在)	20(R8.3.31 時点)
災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数(再掲)	49(R2.3.31 現在)	60(R8.3.31 時点)

(9) 被災地における新型コロナウイルス感染症等感染症の大規模発生

指標	現状	目標
A類疾病ワクチン接種率	92.3%(R1)	95.0%(R7)
下水道管路施設の耐水化率	0%(R2.3.31 現在)	100%(R8.3.31 時点)
汚水処理人口普及率	97.5%(R2.3.31 現在)	100%(R8.3.31 時点)

(10) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

指標	現状	目標
個別支援計画を策定している町会数(再掲)	8(R2.3.31 現在)	20(R8.3.31 時点)

(11) 行政機関の職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下

指標	現状	目標
災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数(再掲)	49(R2.3.31 現在)	60(R8.3.31 時点)

(12) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

指標	現状	目標
災害情報伝達手段(再掲)	8種(R2.3.31 現在)	10種(R8.3.31)

(13) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

指標	現状	目標
総合防災訓練の市民参加率(再掲)	17.8%(R1)	30%(R7)
防災講座実施回数(再掲)	53回(R1)	60回(R7)
防災士数(再掲)	177人(R2.3.31現在)	270人(R8.3.31時点)
自主防災組織の組織率(再掲)	98.1%(R2.3.31現在)	100%(R8.3.31時点)

(14) ライフライン(電気、上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止

指標	現状	目標
配水本管の耐震化率(再掲)	71.6%(R2.3.31現在)	95.0%(R8.3.31時点)
下水道管路施設の耐水化率(再掲)	0%(R2.3.31現在)	100%(R8.3.31時点)

(15) 暴風雪や豪雪等に伴い地域交通ネットワークが分断する事態

指標	現状	目標
消雪装置設置済み路線延長(再掲)	36.4km(R2.3.31現在)	39.7km(R8.3.31時点)

(16) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

指標	現状	目標
災害情報伝達手段(再掲)	8種(R2.3.31現在)	10種(R8.3.31)
消防団員の充足率(再掲)	87.4%(R2.3.31現在)	90%(R8.3.31時点)
総合防災訓練の市民参加率(再掲)	17.8%(R1)	30%(R7)
防災講座実施回数(再掲)	53回(R1)	60回(R7)
防災士数(再掲)	177人(R2.3.31現在)	270人(R8.3.31時点)
自主防災組織の組織率(再掲)	98.1%(R2.3.31現在)	100%(R8.3.31時点)

(17) 農地等の被害による土地の荒廃

指標	現状	目標
多面的機能支払交付金による活動団体数	3団体(R2.3.31現在)	4団体(R8.3.31時点)

(18) 復旧・復興等を支える人材の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興できなくなる事態

指標	現状	目標
防災士数(再掲)	177人(R2.3.31現在)	270人(R8.3.31時点)
自主防災組織の組織率(再掲)	98.1%(R2.3.31現在)	100%(R8.3.31時点)